

「滋賀県環境総合計画」の改定について

1. 計画改定について

滋賀県環境総合計画は、滋賀県環境基本条例（平成8年3月29日滋賀県条例第18号）に基づき、滋賀県の環境行政のマスタープランとして平成9年10月に策定。その後、平成16年3月に、「新滋賀県環境総合計画」（以下、「現行計画」という。）として改定された。

現行計画では、「共生」・「循環」・「自治」・「協働」を基本方針とし、「環境を内部化した社会づくり」を基本的考え方としており、平成22年度の目標を示すとともに、平成15年度から平成19年度までの5年間の施策の展開方向が示されている。計画は、概ね5年を目途として見直しを行うこととされているため、今後の滋賀の環境施策の実効性を一層高めるため、社会、経済、産業等の様々な情勢の変化に対応し、現行計画の点検・評価を踏まえた上で、平成21年度10月頃の改定を目指して作業を行う。

（参考）条例における環境総合計画の根拠

滋賀県環境基本条例（抜粋）

第12条 知事は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「環境総合計画」という。）を定めなければならない。

2 環境総合計画には、環境の保全に関する長期的な目標、施策の方向、環境への配慮のための指針その他重要事項を定めるものとする。

（以下、省略。）

第13条 県は施策の策定および実施に当たっては、環境総合計画との整合に努めるものとする。

2 県は、環境総合計画を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2. 現行計画策定（平成15年度）以降の主な動き

国内外で地球温暖化問題等に対する危機感の高まりを背景として、持続可能な社会づくりに向けて、長期的視点での将来像を定め、その実現を目指して施策を推進する必要性や気運が一層高まってきている。（京都議定書発効、英国ストーンレビュー、国の第三次環境基本計画、IPCC第4次評価報告、21世紀環境立国戦略など）

県でも、県基本構想や持続可能な滋賀社会ビジョンの策定を行ったところであるが、この他にも、「しが新エネルギー導入戦略プラン」の策定や「滋賀県地球温暖化対策推進計画」の改定や「琵琶湖森林づくり条例」等の制定等、新条例の制定や計画の策定、改定が行われている。

滋賀の環境面での課題として、琵琶湖の低酸素化問題、水草の大量繁茂、外来動植物侵入の問題、カワウ被害や獣害対策のほか、光化学スモッグ注意報発令頻度上昇、廃棄物処分場問題、アスベスト対策等の課題がより表面化、顕在化してきている。

3．計画改定の目的

平成19年12月に県基本構想が策定され、さらにその構想を環境側面で反映した「持続可能な滋賀社会ビジョン」が3月に策定された。このビジョンでは、2030年という長期的視点から、滋賀が目指すべき持続可能な社会像を描くとともに、その実現に向け「低炭素社会の実現」と「琵琶湖環境の再生」を目標として、対策・施策の基本方向を示している。

これを受け、滋賀県の環境マスタープランである環境総合計画も、持続可能な滋賀社会の実現に向かう具体的な施策の方向を示す計画として改定し、実施可能な施策から直ちに実行していくとともに、今後、関連する諸計画等の策定や改定時にも、その基本的な考え方が反映されるようにする。

4．現行計画の進捗状況の点検・評価

現行計画の施策展開の対象期間が終了した平成19年度末時点における点検・評価を行い、計画の改定に反映する。

5．計画改定の検討体制

ア．滋賀県環境審議会

平成20年6月に環境審議会へ諮問後、環境企画部会で4回程度ご審議をいただき、答申をいただく予定。(平成21年1月頃)

イ．湖国環境保全推進会議(庁内会議)

県庁内での計画改定全般についての検討や調整は、湖国環境保全推進会議において行う。

ウ．プロジェクト例の具体化

「持続可能な滋賀社会ビジョン」(平成20年3月策定)で提案しているプロジェクト例の実現に向け、全庁的な連携のもとで検討を進めることとしていることから、各テーマ別に関係課で構成するワーキンググループを設置し、庁内連携により政策形成を行い、その成果を改定計画に反映させる。(検討テーマについては、必要に応じ追加することも検討。)

なお、琵琶湖の総合保全に関する施策等については、マザーレイク21計画の改定に向けた検討作業と十分に連携を図るものとする。

エ．県民、事業者、市町等からの意見反映

県民等からの意見募集

環境セミナー等を開催(温暖化防止活動推進員研修会等、環境関係の行事、イベントと連携をはかる。)し、計画改定に対する意見の募集を行う。(5~10月頃)

県民政策コメントの実施(3月頃)

有識者等へのヒアリング

学識経験者、環境NPO代表者、業界団体代表者等へのヒアリングを行い、計画改定の参考とする。

市町との調整

答申案が固まる前に1回目の意見照会。(11月頃)

県民政策コメントの時期に、改定案の説明会と2回目の意見照会(3月頃)。

なお、環境総合計画は、県議会での議決を要する計画と定められており、環境審議会から答申をいただいた後、県民政策コメントを実施し、その後、改定案を県議会に提出し、県議会での議決を経て改定となる。

6. 環境総合計画改定スケジュール

年度	年	月	滋賀県環境総合計画				持続可能な滋賀社会ビジョン
			審議会・県議会等	検討内容・提案事項	庁内調整等	市町との協議	
平成19年度		3月					持続可能な滋賀社会ビジョンの策定
平成20年度	H20	4月		H19年度未事業進捗状況照	湖環推(現計画進捗照会)	施策検討は継続的に実施 市町への計画改定についての情報提供(適宜) 湖環推WGなど 「持続可能な社会づくり」の理念に基づく具体的政策の検討 適宜反映 市町意見照会	
		5月	常任委員会説明(スケジュール等)	まとめ	湖環推統括会議 湖環推(計画骨子案等)		
		6月	環境審議会 諮問(総会、第1回環境企画部会)	改定背景、進捗状況、日程、骨子案	県政経営会議 県民向け環境セミナー		
		7月			有識者ヒアリング		
	8月			湖環推(計画案検討)			
	9月	環境審議会(第2回環境企画部会)	計画素案の検討				
	10月						
	11月	環境審議会(第3回環境企画部会)	計画素案の検討	湖環推(計画案検討)			
	12月	12月議会 会派説明 常任委員会説明					
	H21	1月	環境審議会 答申(第4回環境企画部会) 知事への答申	答申案	湖環推(答申案等)		
2月			(答申を基に県案作成)				
3月		2月議会 常任委員 県民政策コメントの実施	県民政策コメント案の説明		(市町説明会)		
平成21年度	H21	4月				市町意見照会	
		5月	県民政策コメント対応公表		湖環推(政策コメント対応案)		
		6月	6月議会 立案過程の報告 会派説明、本会議 常任委員会	最終案および経過説明		市町へ対応結果返答	
		7月		計画冊子案・概要版原稿作成			
		8月					
		9月	9月議会 常任委員会 本会議 議決	計画冊子印刷準備			
		10月	持続可能な滋賀社会を目指した具体的取組の展開				
	H21	11月					
		12月					
		1月					
		2月					
		3月					

(参考)

「新環境総合計画」策定後の環境関連の主な動き

年度	(西暦)	滋賀県内の環境関連事項	国の環境関連事項	その他
平成15年度	2003年度	<ul style="list-style-type: none"> ・琵琶湖レジャー利用適正化基本計画, 策定(9月) ・環境こだわり農業推進基本計画, 策定(12月) ・琵琶湖流域ネットワーク委員会設立 ・琵琶湖森林づくり条例, 制定(3月) ・滋賀県環境学習の推進に関する条例, 制定(3月) ・新滋賀県環境総合計画, 策定(3月) ・「水辺エコトーンマスタープラン」策定(3月) ・県庁全機関を対象にISO14001に基づく認証取得 	<ul style="list-style-type: none"> ・「循環型社会形成推進基本計画」制定(6月) ・「環境保全活動・環境教育推進法」制定(7月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第10回世界湖沼会議(シカゴ)開催(6月)
平成16年度	2004年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境農業直接支払交付金制度」を創設(4月) ・都市再生プロジェクト「琵琶湖・淀川流域圏再生」協議会の設置(4月) ・「ヨシ群落保全基本計画」改定(6月) ・「環境学習推進計画」策定(10月) ・「しが新エネルギー導入戦略プラン」策定(10月) ・「琵琶湖森林づくり基本計画」策定(12月) ・「リサイクル製品認定制度」を創設(3月) ・「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」策定(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「大気汚染防止法」一部改正(VOC規制)(5月) ・「外来生物法」制定(6月) ・「景観法」制定(6月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「京都議定書」発効(2月)
平成17年度	2005年度	<ul style="list-style-type: none"> ・琵琶湖環境科学研究センター開所(6月) ・環境学習支援センター開設(6月) ・「琵琶湖森林づくり県民税条例」制定(7月) ・「国際湿地シンポジウム2008」において「湿地再生琵琶湖宣言」採択(1月) ・「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」制定(3月) ・「滋賀県琵琶湖森林づくり基金条例」制定(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「京都議定書目標達成計画」策定(4月) ・「廃棄物処理法」基本方針改正(5月) ・「湖沼水質保全特別措置法」改正(6月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「愛・地球博」(名古屋市)開催(3月～9月) ・アスベスト問題の再燃(6月～) ・スターンレビュー(英国財務大臣)(7月) ・第11回世界湖沼会議(ナイロビ)開催(10月)
平成18年度	2006年度	<ul style="list-style-type: none"> ・第二次滋賀県廃棄物処理計画, 策定(6月) ・「滋賀県地球温暖化対策推進計画」改定(12月) ・「琵琶湖にかかる第5期湖沼水質保全計画」策定(3月) ・「野生動植物との共生に関する基本計画」策定(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次環境基本計画閣議決定(4月) ・「フロン回収破壊法」改正(6月) ・「鳥獣保護法」改正(6月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回世界水フォーラム(メキシコシティ)開 (冬期の気温が高めで、琵琶湖の全循環が例年より遅れ、その影響についての心配が広がる。)
平成19年度	2007年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「滋賀県庁地球温暖化対策実行計画」改定(9月) ・「県公害防止条例」改正(地下水等)(10月) ・「県基本構想」策定(12月) ・「持続可能な滋賀社会ビジョン」策定(3月) ・「滋賀県環境学習推進計画」改定(3月) ・「第2次緑化基本計画」策定(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・21世紀環境立国戦略閣議決定(6月) ・「第3次生物多様性国家戦略」決定(11月) ・「循環型社会推進基本計画」改定(3月) ・「京都議定書目標達成計画」改定(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第12回世界湖沼会議(インド・ジャイプル)開催(10月) ・IPCCの第4次評価報告書(11月)